

愛媛県住生活基本計画等策定委員会の開催及び運営等に関する要綱

(目的)

第1条 本県の愛媛県住生活基本計画等（以下「計画等」といい、次条第2項に掲げる計画をいう。）の策定に当たり、専門的及び総合的な立場からの意見を聴くため、愛媛県住生活基本計画等策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(掌握事務)

第2条 策定委員会は、計画等の基本的なあり方、主要な課題及び施策並びにその他計画等の策定に必要な事項に関し、専門的な知見に基づき総合的な立場から意見を述べる。

2 この要綱において、計画等とは以下に掲げる計画をいう。

- (1) 愛媛県住生活基本計画
- (2) 愛媛県県営住宅長寿命化計画
- (3) 愛媛県高齢者居住安定確保計画
- (4) 愛媛県賃貸住宅供給促進計画

(組織)

第3条 策定委員会は、次の各号に掲げる分野の学識経験者又は関係団体の代表者等のうち、知事が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 住宅・まちづくり（建築学・住居学）
 - (2) 経済
 - (3) 建築生産
 - (4) 福祉（子育て支援、障がい者福祉、介護支援）
 - (5) 環境・省エネ
 - (6) 男女共同参画
 - (7) その他国が定める全国計画の内容等を踏まえ、必要と認める分野
- 2 策定委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名ずつ置く。
- 3 委員長は、委員が互選し、副委員長は委員長が指名する。
- 4 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその委嘱をした年度の3月31日までとする。

(策定委員会)

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 委員は、策定委員会に出席できない場合、自ら指定する者を代理として出席させることができ、又は、書面で意見を提出することができる。

(ワーキンググループ)

第6条 策定委員会にワーキンググループ（以下「WG」という。）を置く。

- 2 WGは、策定委員会に意見聴取する内容の審議及び調整を行なうほか、必要に応じ、委員長の依頼による事項を処理する。
- 3 WGは、別表に掲げる関係課で組織するものとし、業務執行リーダー又はそれに準ずる者を充てる。

- 4 班長は、土木部道路都市局建築住宅課住宅室の業務執行リーダー又はそれに準ずる者を充てる。
- 5 班長は、WGを代表し、WGの会務を総理する。
- 6 班長に事故があるときは、班員のうち班長が指名した者が職務を代行する。
- 7 WGの会議は、班長が招集し、これを主宰する。
- 8 班長は、必要に応じ、班員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(解散)

第7条 策定委員会及びWGは、それぞれその任務が達成されたときに解散する。

(庶務)

第8条 策定委員会及びWGの庶務は、土木部道路都市局建築住宅課住宅室において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員長は策定委員会の運営に関し、班長はWGの運営に関し、それぞれ必要な事項を定めることができる。

附 則

この要綱は、令和8年5月15日から施行する。

別表（第6条関係）

役 職	課 名			職 名
班 長	土木部	道路都市局	建築住宅課住宅室	業務執行 リーダー 又はそれに 準ずる者
班 員	企画振興部	政策企画局	総合政策課	
	企画振興部	地域未来創生局	地域政策課	
	企画振興部	地域未来創生局	少子化対策・男女参画課	
	観光スポーツ文化部	観光交流局	観光振興課	
	県民環境部	県民生活局	県民生活課	
	県民環境部	防災局	防災危機管理課	
	県民環境部	環境局	環境・ゼロカーボン推進課	
	保健福祉部	生きがい推進局	子育て支援課	
	保健福祉部	生きがい推進局	障がい福祉課	
	保健福祉部	生きがい推進局	長寿介護課	
	経済労働部	産業支援局	産業創出課	
	経済労働部	産業支援局	経営支援課	
	農林水産部	森林局	林業政策課	
	土木部	道路都市局	都市計画課	
	警察本部	生活安全部	生活安全企画課	
	(計 16 課)			

愛媛県住生活基本計画等策定委員会 委員名簿

(任期：令和8年5月28日～令和9年3月31日)

分 野	氏 名	主な所属	主な公職就任状況(県関係)
建築学・住居学 (住宅、まちづくり)	郡司島 宏美	愛媛大学 大学院理工学研究科 准教授	・愛媛県建設業審議会 ・愛媛県建築士審査会 ・愛媛県屋外広告物審議会 ・愛媛県地方港湾審議会
	多田 豊	愛媛大学 大学院理工学研究科 准教授	—
	矢野 寿洋	愛媛大学 大学院理工学研究科 准教授	—
経 済	尾沼 広基	松山大学 経済学部 経済学科 准教授	—
建築生産	永井 由起	(公社)愛媛県建築士会 女性委員会 委員長 (永井ゆき設計事務所 主宰)	・愛媛県県民文化会館及び周辺県有地の活用に係る検討会議 ・愛媛県建築審査会 ・愛媛県建設工事紛争審査会
福 祉 (子育て支援)	村上 裕美	愛媛県地域活動連絡協議会 副会長 (子育て支援団体 マザーグースの会 代表)	—
福 祉 (障がい者福祉)	河内 修二	(公財)愛媛県身体障害者団体 連合会 会長	・愛媛県社会福祉審議会 ・愛媛県障がい者施策推進協議会 ・愛媛県障がい者差別解消調整委員会
福 祉 (介護支援)	矢川 ひとみ	(一社)愛媛県介護支援専門員 協会 会長	・愛媛県介護支援専門員研修向上委員会 ・愛媛県高齢者保健福祉計画等推進委員会
環境・省エネ	日野 伸二	愛媛県地球温暖化防止活動 推進センター センター長	—
男女共同参画	山中 美幸	愛媛県男女共同参画センター 館長	・愛媛県男女共同参画会議 ・愛媛県 DV 防止・女性支援施策推進連絡会議 ・愛媛県防災会議
	(計 10 名)		